

大佐飛山自然環境保全地域

○自然環境保全地域の指定（昭和56年3月16日 環境庁告示第12号）

自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第22条第1項の規定に基づき、次の区域を大佐飛山自然環境保全地域に指定し、同条第7項において準用する同法第14条第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

この自然環境保全地域の区域を表示した図面は、環境庁、栃木県庁及び黒磯市役所に備えつけて供覧する。

1 区域

栃木県黒磯市内国有林那須地域施業計画区大田原事業区201林班及び202林班の各一部

2 区域図（省略）

○保全計画の決定（昭和56年3月16日 環境庁告示第13号）

自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第23条第1項の規定に基づき、大佐飛山自然環境保全地域に関する保全計画を決定したので、同条第3項において準用する同法第15条第2項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

1 保全すべき自然環境の特質その他当該地域における自然環境の保全に関する基本的な事項

本地域の森林は、標高1,600メートル前後を境にして、上部はオオシラビソ、コメツガを主とする樹令の高い針広混交林である。低木層はチシマザサが優占している。大佐飛山西方の稜線部の一部にはハイマツ群落がみられる。下部はいわゆるブナ林領域であり、ブナを主とする樹令の高い落葉広葉樹林である。低木層はチシマザサとオクノカンスゲが優占している。

このように本地域は、関東地方では数少ない自然性の高い優れた植生を有し、人為の影響も少ないので、これを保全するため全域を特別地区として適正な保全を図る。

2 特に保全を図るべき土地の区域の指定に関する事項

大佐飛山自然環境保全地域の全域を特別地区に指定する。

(1) 区域

栃木県黒磯市内国有林那須地域施業計画区大田原事業区201林班及び202林班の各一部

(2) 面積

545ヘクタール

(3) 土地所有別面積

国有地545ヘクタール

3 保全のための規制に関する事項

自然環境保全法第25条第3項に規定する木竹の伐採の方法及びその限度は、次に定めるところによる。

(1) 区域

2(1)に記載する特別地区の区域

(2) 伐採の方法及び限度

禁伐とする。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、単木択伐(択伐率現在蓄積の10パーセント以内)を行うことができる。

なお、保安林の機能の維持又は強化を図るため林相を改良する場合であつて、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第22条の4に規定する択伐率による択伐(均等な割合で単木的に選定して伐採すること及び伐採によって生ずる無立木地の面積は、0.05ヘクタール未満とすること)を行うことができる。

4 保全のための施設に関する事項

保全施設を次のとおり設ける。

(1) 施設の種類

標識その他これに類する施設

(2) 位置

栃木県黒磯市地内

○特別地区の指定(昭和56年3月16日 環境庁告示第14号)

自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第25条第1項の規定に基づき、大佐飛山自然環境保全地域の区域内に特別地区を指定し、同条第2項において準用する同法第14条第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

この特別地区の区域を表示した図面は、環境庁、栃木県庁及び黒磯市役所に備えて供覧する。

1 名称

大佐飛山特別地区

2 区域

大佐飛山自然環境保全地域の全域

3 区域図(省略)

○木竹の伐採の方法及びその限度の指定(昭和56年3月16日 環境庁告示第15号)

大佐飛山自然環境保全地域大佐飛山特別地区に係る自然環境保全法(昭和47年法律第85号)第25条第3項に規定する木竹の伐採(同条第10項に規定する行為に該当

するものを除く。)の方法及びその限度を次のように指定する。

1 伐採の方法及び限度

禁伐とする。ただし、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には単木択伐(択伐率現在蓄積の10パーセント以内)を行うことができる。

なお、保安林の機能の維持又は強化を図るため林相を改良する場合であって、森林の群落構成を変える等自然環境に著しい変化を招くおそれの少ない場合には、森林法施行規則(昭和26年農林省令第54号)第22条の4に規定する択伐率による択伐(均等な割合で単木的に選定して伐採すること及び伐採によって生ずる無立木地の面積は、0.05ヘクタール未満とすること)を行うことができる。

2 適用区域

大佐飛山特別地区の全域